

唐代の市場システム（下）

デニス・トゥイチェット（柿沼陽平監訳、鮫島玄樹訳）

地方における官営市

こうした首都「訳者注——洛陽と長安」における市制がたいへん重要であったことは、疑うべくもない。そのほかに、地方の州県市がある。唐初の行政法によると、極小の県を除くすべての州県と都督府では、官営市を維持・管理することが期待されていた。加藤繁氏は、市にかんする古典的研究で、全地域の州県に市があった論拠を数多くあつめている⁽¹⁰⁾。地方のいくつかの大都市は、「肩書さ的には」州や都督府にすぎないものの、地方の主要都市であつて、二つ以上の官営市を有していた。たとえば、揚子江デルタ地域の経済的中心地である揚州や、四川の地域的中心地である成都のごとくである⁽¹¹⁾。唐末にはすでもっとも経済的に進んだ地域のひとつとなつ

ていた揚子江デルタでは、一、二の県さえも二市を備えていた⁽¹²⁾。だがふつうは行政都市ごとに官営市はひとつであつたとおもわれる。前掲の公認された市は、州治か県治以外での開設は許されなかつた。

州県の市はふつう城壁内にあつた。おおくの唐代の都市、少なくともその巨大な都市は、城壁でかこまれ、市場も壁でかこまれており、それが条坊制のコアを形成していた。いくつかの県市の規格にかんする史料があり、それはたいへん小さく、半エーカー「約二〇〇〇平方メートル」未満である⁽¹³⁾。こうした小市は決して、首都の市のように固定されたものではなかつた。小市の規格が明確に定まっていなかつたことは、長引く旱魃を治めるために風水原理にもとづいて小市がしきりに移動させられていた点からわかる。文宗はとくにこれに夢中で、八三〇年代には少なくとも三回これを命じている⁽¹⁴⁾。

だが市は、しばしば城壁外で定期的に開催されていた。とくに南方には城壁なき県治が少なくなかった。¹⁰⁶最後に、官営市なき小県も、もちろんたくさんあった。

こうして官営市がおかれたところは、首都の大市といくらか似たかたちに組織化されていた。市には市令があり、彼らは都督府や高位の州においては従九品上の役人であった。だがそのほかに、属吏もふくむ特別な被雇用者の人数は、州や県の地位、つまりはその人口におうじて、下図にしますごとく変化した。¹⁰⁷

市令がはじめてその地位を与えられたのは隋代であったが、類似の官職は漢初からあり、当時は市長が郡国ごとに任命された。唐はこの制度をさらに重要視し、登録人口が四万戸以上の行政単位においては、中央政府が市令を任命するとのルールをつくった。¹⁰⁸当該制度は六四三年に廃止され、六八五年に復活しようである。¹⁰⁹小さな州県の市令は、州によって選ばれ、四年勤めたのち転任した。彼らは、退役軍人たる勲官の五品以上か、下位の役人から選ばれた。市場で働く者をその州の市令にするのは禁じられており、県市では、当該県出身者をその市令にすることは許されなかった。¹¹⁰倉庫の管理官（倉督）も同様の基準で選ばれ、「数世代にわたって影響力を有してきた家族」から選ばれた。¹¹¹市令と彼の副官・補佐官は、市の店舗における商業の管理を行ない、悪事や法律違反を防いで、全体的に市を管理していたと考えられる。倉督は、お

行政単位	人口（戸数） 730年以降	市令	丞	作	史	壁師	倉督	史
都督府								
大都督府		1（従九品上）	1	1	2	3	2	4 ^a
中都督府		1（従九品上）	1	1	2	3	2	4
下都督府		1（従九品上）	1	1	2	2	2	3
州								
上州	40,000以上	1（従九品上）	1	1	2	3 ^b	2	4 ^c
中州	40,000以上	1	1	1 ^d	2	2	2	3 ^e
下州	20,000未満	1		1	1	2	1	2 ^f
県								
大都市		1		1	1	2		
上県	6,000以上	1		1	1	2 ^g	2 ^h	
中県	3,000以上	1		1	1	2 ⁱ	1	
中下県	1,000以上	1		1	1	2 ^j		
下県	1,000未満	1			1	2		

そらく政府の穀物・商品の収支を完全に管理していた。¹¹⁾「師」(もしくは「帥」に作ることもある)は、おそらく敦煌文書の「壁師」と同じもので、さまざまに「行」の行動を入念に調査していたとおもわれる。副官・補佐官・事務員などは、おそらく特定業務に従事する強制労働者(色役)であろう。

市令は、首都のそれと同様の規則に従い、同様の機能を果たしていた。その官衙は、県の衙門をのぞいて唯一の地方機関であり、そこは罪人を最初に裁く場所であり、県と同等の即決裁判権を有していた。¹²⁾適切な時間に市を開閉し、夜間外出禁止令を維持し、基準価格を保ち、不公平な交易の実行を防ぎ、一般的に監視を行い、外国人商人を管理し、売上高を記録する等々は、すべて各地方において実施された。少なくとも重要拠点の市は、首都のように「行」ごとに組織されていたが、これらは長安より少なく、専門性も低かったであろう。¹³⁾

地域の官営市は、その規模と経済的機能において、首都のそれとは大きく異なっていた。これらの要素はじつにさまざまである。もつとも巨大なのは、揚州・成都・汴州のような数十万人を擁する大地方都市であった。これらの都市は重要な交通拠点であり、豊かで生産的な地域の商業的中心地であった。これらの市は、地域的な交易拠点というだけでなく、地方産業の生産物が商人をつうじて遠く幅広く販売される市場でもあった。これらは、金銀の工人らが「銀行の前身」、預

金業者、そして金貸しとして、信用貸付をする機能や、大金を遠くまで安全に輸送する手段を提供する、ファイナンスの拠点でもあった。¹⁴⁾ 上述したように、こうした大都市での有益な交易機会は、多くの有力な官吏を惹きつけ、彼らは公的軍事資金を商売に投資した。¹⁵⁾ そのうえ、これらの都市には長安や洛陽のように、かなり多くの外国人商人共同体があった。¹⁶⁾

「以上とは異なる別の」第二の都市群は、海外交易の一大拠点であることから、特別な地位を占めていた。広東・ハノイ(交州)がおそらくもつとも有名で、南海・インド・ペルシア湾との海外交易の拠点であった。¹⁷⁾ ここでの交易は、じつにさまざまな国々の商人との間でなされるもので、大規模な在住外国人のコミュニティもあった。だがこの貿易は、少なくとも八世紀から、特別に設置された市舶司をとおして行なわれた。市舶司は、税関の役人・徴税人・帝室・政府の求めにおうじて、商品を公的に買いつける者として機能した。¹⁸⁾ 九世紀には、当該交易の一部は福建沿岸の港によって担われるようになった。¹⁹⁾ 揚州にも大量の海外交易が集中し、東南アジア・インド・ペルシア湾、また朝鮮・日本・渤海国(マンチュリアにある)といった北方諸国と交易が行われた。²⁰⁾ 朝鮮船舶が支配していた当該北方交易においては、淮河の河口に位置する徐州・臨水や、山東省の登州も、多くの朝鮮人コミュニティにとって重要な港であった。²¹⁾

最後に、中央アジアを横断する隊商の貨物集散地がある。

最大のそれは、河西回廊南端に位置する涼州である。⁽¹²⁾だが、有名なシルクロードに加えてほかの道もあり、成都からチベット・ビルマ北部を通り、成都―荊州間をおおっていた。一方、北辺の多くの都市では、モンゴルや中国東北部の遊牧民との交易が行われていた。八世紀初頭、黄河が湾曲するオールドスの北岸に築かれた三つの大要塞都市は、いずれも当該交易の拠点であった。また、七二七年以降には、豊州付近の西受降城で、テュルクから馬・牛を買うための専門市場が定期的におかれた。⁽¹³⁾ここで中国政府は毎年、政府の大牧場や西北地域の種馬飼育場向けに、毎年「数十万」疋もの絹によって馬・ラクダ・羊を買った。⁽¹⁴⁾七三一年には、チベット人向けの類似の馬市場が、青海湖南東の赤嶺におかれた。⁽¹⁵⁾ほかに、四川の辺境にすむ羌人との交易のための市が彭州におかれた。⁽¹⁶⁾さらにもう一つ、南マンチュリアの営州にも市がおかれた。⁽¹⁷⁾

これらの対外商取引用の専門市場は、しかしながら、市「マーケット」というよりも、毎年開かれる馬の官営の特設市「フェア」であった。⁽¹⁸⁾これらは厳格な規則によって管理されていた。それぞれの市は、互市監によって管理されており、互市監は少府監に所属し、そのおもな仕事は贗品・儀礼用品・レガリア・武器を帝室向けに大量生産することであった。⁽¹⁹⁾この市は、金部の管理下にも置かれており、それは銭・布の税収を管理する戸部の下位部門であった。そしてそれは、宮殿の物資調達や、必要品の調和的調達（和市）、外国人相手

の市場について責任を負っていた。⁽²⁰⁾金部も、家畜と交換で支払われる大量の絹布を供給するため、そこに関わっていたのである。互市監は、馬だけでなく、ラクダ・ロバ・牛も買入れた。それぞれの市の「監」は、かなり高位（従六品下）で、彼のもとには二人の「丞」（正八品下）がいた。ほかにも属吏の「録事」が一人と、二人の「府」、四人の「史」、四人の「價人」、八人の「掌固」がいた。⁽²¹⁾こうした武装して好戦的な部族民を相手にする市は、厳重に防備された要塞の中で開催されるのが常であり、さらに五〇人の特別な「衛士」が万が一に備えて各市に配備されていた。⁽²²⁾これらの市では「牙郎」や通訳も雇っており、安祿山がこの仕事からキャリアをスタートしたことはよく知られているところである。⁽²³⁾

理論上、少なくとも部族民との商取引はすべて、官吏によって行なわれた。「金部格」には「民には、彼らと自由にやりとりすることは許さない（勿令百姓與往還）」とある。こうした市は永久的なものではなく、市というよりもむしろ、毎年開催される家畜の特設市とすべきであろう。「関市令」にはこうある。⁽²⁴⁾

外国人や辺境の人々と互市をするときは、互官司が注意深く監査しなければならない。市の四面には溝を掘り、編んだ囲い（あるいは臨時の小屋）を建てる。門には守衛を配置し、市が開かれる日の卯の刻（午前五時から七時）からは、それぞれが商品運び、もしくは家畜を率

いて市所に行かなければならない。官吏らはまず外国人とともに商品の値段を決め、そのあとに交易を始めてよい（諸外蕃與緣邊互市、皆令互官司檢校。其市四面穿壘、及立籬院。遣人守門、市易之日卯後各將貨物畜産、俱赴市所。官司先與蕃人對定物價、然後交易）。

さらに、こうした国境地帯の市で交換してはならない商品や、辺境の税関を超えた商品に関する、たいへんきびしい規則があった。律では、私人が絹・麻といったほすすべての織物や、ヤクの尾・真珠・黄金・銀・鉄を周辺民族と取引することが禁じられていた。⁽¹³⁾ そのおもな目的は、国家が馬交易を独占しつづけることであつたのであろう。というのも、絹はとくに外国人が彼らの家畜と交換したがるものだったからである。だが辺地において私的に馬の大規模飼育を行なう者がいたことや、⁽¹⁴⁾ 中国人商人のなかに辺境部族と交易して大きな富を築いた者もいたことが知られているので、こうした禁令には、ほとんど効果がなかつたであらう。⁽¹⁵⁾

当時の辺境の市では、戦略的にきわめて重要な馬の交易をできるだけ独占する試みが、政府によってなされていた。これは、海上交易を政府のきびしい管理下にあるいくつかの場所にかぎって認めることで、市舶司の事業がそこから利益を搾り取れるように設計されていたのと同じである。

だが、これらの対外交易にたずさわる大都市や辺境集落は、政府に地域行政ネットワークをもたらず典型的な三二八州・

一五七三県とは大きく異なる。その対極には、円仁が山東南部で「野中の一堆に似たり」と評したような、⁽¹⁶⁾ 人がまばらで遅れた地域の州県があり、その多くには市がなかつた。⁽¹⁷⁾ 以下の概括は、おもに中国北部・中部の、よく耕作され、かなり人口の密集した低地にあてはまるものと理解すべきである。州治や県治のある都市は、本質的に政治的・行政的拠点であつた。こうしたところは、ふつう城壁で守られており、そこには州刺史や県令の衙門と、そのほかの当該地方の官衙があつた。県令はそこから、しばしばイギリスのカウンティほどの大きさの地域と、数千人〜五万人以上の人びとを支配していた。現代の学者のなかには、伝統中国にかなりはつきりと区別された、集落・都市の行政的・経済的ヒエラルキーがあつたと仮定する者もいる。⁽¹⁸⁾ だが唐代に、こうした区別を認めることはむずかしい。すべての県は事実上の行政的拠点であるとともに、ふつうは市場の拠点でもあるべきだつた。

県が概して重要な市場拠点であつたのは、たんに政府がそこに官営市を設けるよう命じたためだけでなく、いくつかのシンプルな経済的理由にもよる。第一に、こうした集落には地域でもっとも非生産的な消費者人口が集中していた。なぜなら、官吏やその家族・客人、多くの部下たちが県治にあつまっていたからである。第二に、八世紀末の財政改革後でさえも、地方税の多くはなお現物で納入されており、地方税収の多くは当該地域の公共事業や、地方政府の維持費として、

州治や県治で支出された。よって、税として徴収された各地の余剰生産品の多くは、公的支出をつうじて、県内の流通回路にもどっていったのである。

だがさらに重要なのは、県治が概して地域的交通網の天然の拠点に位置したことから、(市の設置場所として)選ばれたという事実である。交通網(道路・橋・渡し場・渡し船・水路)の維持・改善・規制は、地方官吏のたいへん重要な責務であった。そのうえ、少なくとも州は、よく組織化され、すばやく効率的な、国家の維持する幹線道路・水路のネットワークに接続されているのがふつうであった。それは駅馬・宿泊施設・旅宿屋をとめない、長安と各主要地域をむすんでいた。¹⁴⁵よって、州治や県治はふつう、地域生産物の天然の集散拠点であり、地域生産物が地域間交易のパターンに入ってゆく天然の拠点でもあった。

公的に管理された州市や県市と、それらとつながる複雑な商業組織は、したがって、スキナー氏がその現代中国の市場システムにかんするすばらしい分析のなかで「中央市場(central market)」とよんだものに相当する市場拠点を形成した。¹⁴⁶これらの市については、重要な疑問がいくつもあるが、その証拠はたいへん乏しいか、もしくはまったく不十分である。たとえば、これらが毎日開催される常設市か否か、その一部が定期市か否かもわからない。加藤氏は唐代の市にかんする古典的研究のなかで、決まった時間に毎日開催される市

(もちろん律令と合致する官営市全部を含むであろう)をも「定期市」という用語であらわしており、それによって不幸にもこの問題を不鮮明にしまった。¹⁴⁷だが加藤氏が、ほとんどの都市が決まった時間にもみ開かれる市に加え、常設商店(つねに開店している)を有するとしている点は、妥当である。少なくとも大規模な都市については、同種の売買を扱う商人の「行」が存在した証拠があり、日常的商店(肆)だけでなく、倉庫や卸売店(店)への言及も数多くある。¹⁴⁸

唐代の市や交易に関する史料はおおむね乏しく、多くは専門用語の用法がじつに不精確な、同時代の短い故事にふくまれる付随的情報である。一方で、二〇世紀初頭に敦煌や中央アジアでみつかった文書には、地方市場にかんする貴重な証拠がある。¹⁴⁹当該文書は敦煌沙州の官営市に関わる。これらは少なくとも七三〇年代に、市関連の公的規則がしっかりと施行されていたことを決定的に裏づけている。公定価格の帳簿が、約九〇の断片のかたちで残っており、法令どおり、じつさいに市令が毎月各商品の品質を三等級に分け、各価格を銭換算で固定していたことがしめされている。ほかの文書によれば、地方政府の部署が商品を買って支払うときの価格については、市署がそれを承認しなければならなかった。¹⁵⁰価格帳簿は、さまざまな「行」とともに働く市令によって、価格が銭換算で固定されていたことをしめしている。そこにはいくつかの「行」の名称がみえ、敦煌の市は大規模かつ複雑であったと

おもわれる。価格帳簿より一〇年後の雑徭帳簿からも追加の証拠が得られており、商取引にさいして壁師（市令の部下）が市令と「行」の仲介役を担っていたことを物語る。その雑徭帳簿に見える人びとは、敦煌県の郷のひとつに居住するソグド人商人共同体のメンバーであった。彼らは、その商業的専門知識によるだけでなく、中央アジアと長安を往来するさいに敦煌を通過せねばならない多くの外国人隊商の通訳としても、雇用されていたのであろう。かかる国際交易があるがゆえに、敦煌の商業的重要性はその極少の人口には釣り合っていないかった。だが、敦煌文書所見の市関連の公的活動が、他地域でも行われていた点は疑うべくもない。

幸いに、著名な文人の劉禹錫（七七二—八五六年）が九世紀初頭にしろした、小都市の市にかなするかなり詳細な記述がある。八〇八年に劉禹錫は、短命な順宗期に、改革派の大皇帝王叔文と関係したために左遷され、湖南省北西部の小さな郎州の司馬に降格された。郎州は八世紀に大規模灌漑が一部完成したために相当開発されていたが、依然たいへん未開拓な地域であった。八〇七年に当該地域は長期的日照に見舞われ、州刺史の宇文宿は最後の手段として、市を城壁外に移すことを決めた。ふつうは官吏が市に入ることなどできないので、劉禹錫の記述はまれなものであり、これは小地方都市の市における鮮やかな目撃者のスケッチであるだけでなく、劉禹錫レベルの人びとにとって慣習的であった交易や関係者へ

の態度を窺わせるものでもある。劉禹錫の随筆は比喩を駆使して書かれており、文章そのものがかなりぼんやりしている。いちおう以下のように訳す。

『周礼』には、命士以上が市に入ることを禁じる規則がある。今日の視点からこれを見ると、これはたしかに道理にかなっているとおもわれる。

元和二年（八〇七年）、沅南地域では春から六月まで雨が降らず、穀物の恩恵は今にも枯れ果てようとしていた。郡守は深く民衆を気づかい、誠心誠意雨乞いをした。地域の山川にあるすべての祭壇を訪れたが、それでも雨は降らなかつた。ついに最後の手段として、彼は城門外の十字路に市を移した。私自身は、城門の物見槽からこれを見下ろすことができた。

はじめて市を移す命令が下された日、市籍を司る者はみなやってきて、道路の両側をはさむようにして並んだ。彼らは、都市内の壁で囲まれた市とまさに同じように、左右の順序・前後の配列にしたがって（露店用の）場所をならべた。榜札はさまざまな列や区の名をしめし、商品の値段や名前をしめた。これらのなかには、外来の蛮人がつくった商品も混じっていた。馬や牛をつなげておくところがあった。奴隷用の檻があった。模様がついた絹や無地の絹を入れたハコには覆いがかかっていた。机や一組の棚のなかには、彫刻が彫られて漆が塗られた

ものと、質素で丈夫なものがあつた。円形と方形の竹かごのなかには、黒と白、優美なものと頑丈なものがあつた。食物を売ることになりわいとすると人は、温かい料理やお菓子をならべ、よい香りを漂わせていた。酒屋は酒旗を掲げ、明るい顔で杯や鉢を磨いていた。肉屋は脂身を切るためのまな板を用意し、血の臭いの立ちこめるなか、豚や羊の肉を切り分けていた。花や果実、猟の獲物である鳥や動物といった品はたがい混ざりあい、陸と水の産品が混在していた。

あらゆる種類の人が群れをなしてやってきて、無数の人びとが露店のあいだの小道に入り、⁽¹⁸⁾そうしてまた分かれていった。ある人びとは商品を蓄え、適切な値段になるのをまつた。ほかの人は商品の販売証書もち、売ることを求めた。ある人は利益を得る機会をつかみにでてゆき、ある人は利益をあげて楽しんでた。地べたに座りこんでいる行商人は、へりくだつてうやうやしくしており、行商人は先を急いでいた。

人びとは利益を求めて興奮している。貪欲な目は瞬きもしない。契約に従事する商人仲間や、商売を自分たちだけで独占しようとする団体は、たがいに協定を結んで価格を押し上げる。良い品を装い、悪賢い言葉によつてもめごとを引き起こす。悪賢い手によつて公正な重量は失われる。微少な重量の差につけ込む。邪悪な悪口が耳

を不快にさせる。中傷や詐欺が栄える。不誠実なふるまいがどこでもみられる。彼らは不愉快な騒動を起こし、ちりやほこりを巻きあげ、ヤギのようなひどいにおいを放ち、衣服やはき物のうえに積み重なっている。あつまつた人びとがたがいにかみつきかじりあい、市にくるのは異なつていても、家に帰るのは同じである。彼らは夜明けから論争をはじめめる。日中にはむらがり、ほかの誰かが機先を制そうとしていることへの恐怖という考えに、万人が導かれている。商売が終わつて家路につくころには、太陽の輝きは西に達する（そのなかには、（耕作可能な）無人の地を探す人はひとりもない⁽¹⁹⁾）。すべては、腐肉を喰う犬かカラスのように振る舞うことのみを意図しており、腐つた残り物を手に入れて喜んでる。

この日、欄干にもたれて、注意深くこれらを観察し、彼らの利益と損失はどうしてそんなにも密接に相互依存しているのかと考へながら、ただちにこの随筆に書き留めたのである（由命士已上不入於市、周禮有焉。乃今觀之、蓋有因也。元和二年、沅南不雨自季春至于六月、毛澤將盡。郡守有志于民、誠信而雩。遂徧山川方社、又不雨。遂遷市于城門之遠。余得自麗譙而俯焉。肇下令之日、布市籍者咸至、夾軌道而分次焉。其左右前後、班聞錯時、如在闌之制。其列題匾榜、揭價名物。參外夷之貨。馬牛有緯。私屬有閑。在中笥者、織文及素焉。在几閣者、彫

形及質焉。在筐筥者、白黑巨細焉。業于饗者、列饗饌、陳餅餌而苾然。業于酒者、舉酒旗、滌杯盃而澤然。鼓刀之人、設高俎、解豕羊而赫然。華實之毛、畋漁之生、交蜚走、錯水陸。羣狀夥名、入隧而分。韞藏而待價者。負墾而求沽者。乘射其時者、奇贏以游者。坐賈顛顛、行賈遑遑。利心中驚。貪目不瞬。於是質劑之曹、較固之倫、合彼此而騰躍之。冒良苦之巧言。數量衡於險手。秒忽之差。鼓舌僨傳。詆欺相高。詭態橫出。鼓囂譁、空煙埃、奮羶腥、疊巾屨。嚙而合之、異致同歸。雞鳴而爭赴。日中而駢闐、萬足一心、恐人我先。交易而退、陽光西徂。(中無求隙地俱)爲守犬・鳥烏、樂得腐餘。是日、倚衡而閱之三、感其盈虛之相尋也速、故著于篇云)。

第二節 官営市場システムの崩壊

上述の官営市場の制約的システムは、唐王朝終焉以降もなお法的に有効であった。だがじっさいには、八世紀にすでに亀裂が入りはじめており、九世紀末には、その最終的消失は不可避であった。かかる展開の原因・影響はすでに序文で示唆したが、この時代の経済史をくわしく理解せねば、これ以上先に進むことはできない。おもな物質的・制度的変化、つまりすべての商業活動があつまり、きびしい公的監視下に置かれていた四壁をもつ市の消失は、しかし、唐末宋初に生じ

た中国都市の物質的形態の変化全体の一端にすぎなかった。それは、蜂巢状の条坊制や四壁をもつ市場をふくむ、旧来の「細胞状」の都市計画の廃止、そして、都市と郊外のどこでも交易・商業のできる自由な道路計画の登場をもなっていた。条坊制の消失にともない、唐初の厳格な夜間外出禁止令と警備規則も少しずつ廃止されていった。

唐朝終焉のかなり前から、長安でさえ厳格な条坊制は衰退しはじめていた。隋から唐初まで、坊内の小道でなく、主要道路に向けて門を開くことが許されていたのは、最高位の官吏や貴族の住宅(第・宅)だけであった。八世紀になると人びとが、坊の外にむけて門をこじ開け、主要道路直通の出入口を設置していると訴えられるようになる。そして七八〇年代には、内荘宅使(首都の公的資産を司る)が、荒廃・破壊された多くの坊の壁を再建すべく、職人の雇用を余儀なくされている。八三一年には左右巡使が、人びとが勝手に規則を破り、それを防げないと訴え、長きにわたって無策のまま事態を悪化させたのち、旧来の規則をきびしく施行するよう要請している。同時に彼らは、官舎がでたらめに賃貸されているため、整理する必要があるとも訴えている。

ほかの訴えもあった。長くつづく悪弊は、店舗・露店その他を建てる人びとが広い公共道路を侵犯していることであった。こうした建築物の多くは、政府権力に反抗する兵士によって建てられた。これは、店舗・露店が市場外でも営業して

たことを裏づける。また長安外の主要幹線道路沿いの県では、軍隊による同種の悪弊が少なくとももうひとつあった。⁽¹⁷⁾

交易は市場外だけでなく、禁止時間中にも行われた。八三一年の勅令によれば、長安では夜間外出禁止令がしつかり守られておらず、警察の仕事はかなり困難であった。⁽¹⁸⁾ また常設の「夜市」もあったが、八四〇年には閉鎖を命じられた。⁽¹⁹⁾ かかる夜市は長安だけでなく、揚州・広東などほかの地方都市にもあった。⁽²⁰⁾

以上の悪弊はおもに、臨時もしくは非常設の露店を経営する小商人や飲食物販売者に関わるものであったろう。⁽²¹⁾ 夜間外出禁止令は、弛緩していたものの、九世紀中頃まではなお有効であったことは間違いない。より深刻な市場システムへの違反は、市場外に専門的な商店区が登場したことである。たとえば九世紀には、宝石や金の工人の区域が長安の延寿坊にあり、楽器の市場は崇仁坊に集まっていた。延寿坊は西市のとなり位置し、崇仁坊は東市のとなりの平康坊の花街（すなわち有名な北里）のとなりであった。かかる歓楽街にも、路上で飲食物を売る小露店だけでなく、織物や食品などを売る常設店があった。⁽²²⁾ こうした店主の一部は、多くの花街の少女らと同じく、中央アジアからきた外国人であった。

条坊制とそれに統合された官営市は、唐末五代の無秩序をとおして形態を悪化させつつもたえず残存し、十一世紀によりやく消滅した。しかし、すでに九世紀中頃までには、衰退

の過程はかなり進んでいた。八五一年に、商業と輸送への公的管理を回復する一連の手段の一部として、勅令が出された。これは、旧来の官営市関連の法律をあらためて施行しなおし、古くに設立された市場施設をとまなう重要な交通拠点のぞき、三千戸未満の県における官営市の設置を禁止した。⁽²³⁾ だが、システムを復活させようとのこの試みは成功しなかった。政府は二年後の八五三年に、とくに商業登録文書用に州県の市署に配布されていた特別な官印を回収した。⁽²⁴⁾ 制度を完全復元するためのさらなる動きはなく、八五〇年代以降の唐朝はそのための権力を欠いていた。

第三節 農村の市場

唐代の商業活動は、もちろんこうした高位の市場にかぎられない。中国北部の人口密集地域においても、県はかなり間隔を開けて設置されており、中国南部の県の多くは、州から馬で丸一日以上かかった。辺遠の農民が日常的需要のためにこうした市場を訪れるのは、かなり無理があるであろう。地域住民のニーズの大部分は、田舎や集落で開かれるさまざまな小市をつうじて満たされたのである。

農村の市場に関する同時代史料はたいへん少ない。宋代に關してはさらに情報が豊富で、市場は体系的に発展していたけれども、それでも唐宋間の状況にそれほど違いはない。

農村にはさまざまな市があつたが、県の中央市場とは、ある点でまったく異なっていた。それは、農村の市が交易目的の自発的地域的集まりで、地域の農村社会の求めにおうじて生まれ、政府の管理下から独立していたことである。こうした農村の市は、伝世文献にさまざまな名前で登場する。もつとも一般的なのは「草市」である。これは広い意味をもつ。都市郊外で開かれる臨時市場をさすこともあれば、文字どおり、「干し草の市」を意味することもあり、もつとも一般的には農村の定期市をさす。「草市」の用例は、中国の北部と中部にかぎってみられる。南部（揚子江デルタ・嶺南）では「墟」「虚」「墟市」という方言が、より一般的であつた。かかる小市の本質的特徴は、その一時性にあつた。「草市」・「墟」双方の語源は、「野原で開催される市場」「荒野」だとされる。一方、「墟」の語源にかんするもうひとつの説は、市場が毎日開催されるわけではなく、市場の用地がふだんは空き地であるためとする。ほかの用語は、それらが定期市であることに由来する。「亥市」は、四川その他の西部地域では「亥市」とも書き、いうまでもなく、干支の周期をさすとおぼしい。ただし宋代の類書の『事林広記』は、それは三日ごとに開かれる市場だとする。宋代には、揚子江下流域において類似の「子午会」という用語が登場し、おそらく六日ごとの市をしめしている。宋末には二日・三日・五日・六日ごとに開かれる農村市場の史料や、毎日開かれる草市の史料も

ある。唐代でも、証拠はないけれども、地域ごとに多様に異なる市場の周期があつた可能性が高い。それらの市場も宋代同様、ふつうは早朝に開催され、短時間で終わつたであろう。市は定期的で開催されたが、その開催場所の多くは大きめで重要な集落になつた。これらはおもに、主要道路の結節点・橋・河川の渡し場・浅瀬などに設けられたようである。そのためほとんどは、当該市場のおおう地域を、より大きな交易拠点に結びつける交通上のセンターであつた。ほかの農村市場は寺廟周辺におかれ、それは唐末までに大莊園とのつながりで成長しはじめた。中国南部では多くが水路の上陸地点（埠・歩）におかれ、九世紀に揚子江に江賊がはびこるようになるのと、多くの裕福な一族のいる川沿いの草市は、そのおもな犠牲となつた。

これらの市場における商業も、私たちの知る宋代の市場から推論できる。地元の農民は穀物・野菜・果物・豚・鶏を売りにだし、地元の生産者がもたらす魚・薪・木炭や、客商がもたらすさまざまな商品と交換した。これらの商品には、塩・茶や、さまざまな保存食品などの地産不可能なものや、簡易的な農具・家事道具、そして農閑期に多くの農家が家計の足しにするための、さまざまな手工業用の素材などがふくまれた。地域市場は、県市と同じく重要な社会的あつまりであり、そのニーズに応じて茶屋・酒屋・料理店があつた。多くの市はいうまでもなく、これらのサービスを当然提供しうる宿屋

や店のそばで成長した。商人らは農村市場を順番にめぐり、定期的に拠点にもどって在庫を補充し、交換で得た商品を処分したのであろう。

かかる田舎の定期市以外に、州治・県治の郊外で開催される草市もあつた。湖南省宿州の例のように、交易と繁栄をつうじて、人びとが古い城壁からあふれ出たことが、しばしば草市の開かれる理由となつた。⁽⁹⁾ こうした壁外市場は農村の市と同じく、自発的に成長するのがふつうである。だがこれらは地元のニーズを満たすため、地方官吏によって開催されることもある。その一例が、八六九年に四川省彭州唐昌県に建てられた石碑にみえる。⁽¹⁰⁾

昔、唐昌県には郵亭があつたが、久しく廢れてしまつている。そのため、職務で旅をする人々は、野で食べ、泉で飲まねばならず、一方で市場に行く人びとは、星明かりによつて出発し、灯火によつて帰宅しなければならぬ。……（彭州刺史の呉行魯は）この状況に重大な配慮を寄せ、即日計画を考案し、上位の地方長官たちに説明した。これは、県の中心に草市を設立し、郷名にちなんで建徳市と命名するものであつた。爾來、四方からきた旅人はすぐに受け入れられ、遠くからきた人は目をあげれば行先がわかり、老人と幼子が手をたずさえてきてもすぐに到着するようになった。家々はともに喜んで（市場を）建設し、十日のうちに完成を報告することが

できた。

結果的に、いまや多くの商品がみなここに集められており、もつともつまらないものさえ欠けていない。幟を立てた飲み屋や、旅客向けの宿屋は、そこらじゅうに広がり、魚鱗のように密接に並んでいる。柳と榆が並んで位置し、桑と麻は徐々にゆたかに成長するようになった。このように人びとを統治することこそ、「地域の風俗を変えろ」というのであろう（昔置郵亭、廢毀將久。遂使行役者、野食而泉飲、貿易者、星往而燭歸。……公惻然凝想、即日計成、遂陳于連帥。于其心而置草市、因其鄉名便以建徳爲號。自此、四來者旋踵而近、中望者舉目而知歸、老幼攜挈倏忽而至。萬家歡笑共事修營、不旬日而告就。今則百貨咸集、蠡類莫遺。旗亭旅舍、翼張鱗次。榆楊相接、桑麻漸繁。如此牧人、可謂移風易俗矣）。

上記史料とそのほかの史料から、草市とそれに似た農村市場は常設の建物（とくに宿屋（店）や旅客向けのほかの施設）を備えていたと推測できる。⁽¹¹⁾

こうした宿屋や道路沿いの店舗は、地域商業において重要な役割を演じた。⁽¹²⁾ それとともに、宿屋・食堂・店舗・倉庫が組み合わさり、あらゆる幹線道路沿いにみられるようになった。これらは食事・宿を提供し、さらに旅人の運搬物向けに比較的安全な保管庫を提供した。これらは、騎乗用や運搬用に馬やロバを旅人に貸し出すこともした。⁽¹³⁾ 南方では、類似の

施設が河川や運河沿いの上陸地点（埠、もしくは歩）に設けられ、同様の方法で舟や水夫を貸し出していたであろう。¹⁹⁷

これらはしばしば地元の定期市と密接に関連し、その周辺を成長させ、都市へと発展していった。¹⁹⁸ これらは常設の店舗としても機能し、客商から信用貸しで品物を受領し、商品を現地で委託販売することもあった。¹⁹⁹ これらは、流通網の末端を形づくる客商・行人向けの運営拠点としてもたいへん重要な機能を果たした。こうした小商人らは、みずからが各地の定期市を巡回するさい、しばしば上記の宿屋に在庫を保管した。ほかの人びとは、商品を僻地の孤立した集落にもってゆき、塩・小道具・家事道具などと物々交換するか、もしくは来たるべき収穫を担保にして販売した。八二二年に韓愈が塩交易に関する上奏をしており、そのなかにはかかる小規模な行商人のめずらしい姿が窺える。²⁰⁰

城郭のそとでは、手許金で塩を買う人びとは、一〇人のうち二、三人もいない。多くの人びとは、穀物や種々雑多な品物を塩と物々交換しようとする。……ほかの場合、（商人は）穀物の量に対する信用貸しで売り、収穫の後払いを認めている……。

これらの州県から遠く離れた郷村では、しばしば三戸や五戸がいくらかの山谷に住んでいるにすぎない。……しばしば塩を背負って運んでいる商人らは、それを一般の人びとと交換しに出かける。彼らが望んだ公正な価格

以上に得られる利益は、二、三銭にすぎない（除城郭外、有見錢羅鹽者、十無二三。多用雜物及米穀博易。……或從除貸升斗、約以時熟填還。……臣以爲鄉村遠處、或三家五家、山谷居住。……比來商人、或自負擔斗石、往與百姓博易。所冀平價之上、利得三錢兩錢）。

彼らに宿泊先と保管庫を提供する宿屋は、多くが私的に設立されていた。のちに小集落へと発展していく宿屋の多くは、店主や設立主の氏を冠していた。²⁰¹ だがそのほかは地方官吏によって設立されたもので、それはとくに中国北東部の半独立藩鎮支配下で一般的であった。²⁰² 日本の僧侶円仁は、中国北東部を旅するあいだ、とくに官営の宿泊所・宿駅のある主要幹線道路から離れた場合、上記の私営宿屋によく宿泊しており、その快適さや接待の基準について幅広い違いがあったことを記録している。²⁰³

第四節 地域の特設市

通常の定期市（「草市」や「墟」）に加え、少なくとも一部地域では、もっと長い間隔（通例一年）をあけて開催される特別な市もあり、それは西洋のフェアにも似ている。²⁰⁴ 宋代以降、それはしばしば地元の廟・寺院の後援下で開催され、広く「廟市」や「庙会」とよばれた。唐代にも都市の商人同業組合が宗教的につながっていた証拠があり、こうした「廟市」

への言及も多い。

広東省に近い番禺県では、毎年一月十五日に廟市があり、地元の人びとが仏教寺院外でめずらしい商品を売り、開元寺ではさまざまな娯楽がもよおされた。⁽²⁶⁾四川省の灌口・白沙の太山府君廟では、毎年春三月に多くの人びとが四川全域から物忌みのためにあつまり、中国各地からあつまつた医者・占師の集会もあった。⁽²⁷⁾河南省北部の濮州では、四月八日に似たような廟市があり、娯楽を伴っていた。⁽²⁸⁾こうした廟市は、じつは寺院が名義的に後援者をしてはいなかったが、その起源は明らかに宗教的であった。なぜならこの日は伝統的にブツダの誕生日で、宋代の江南や福建ではその日に大きな廟市がいくつも開催されていたからである。

かかる廟市はふつう、おもな宗教的祝祭や幅広くさまざまな娯楽と結びついて開催され、交易のあつまりというだけでなく、明らかに華麗な社会的行事でもあった。ほかの地域では、やや異なったタイプの特設市が毎年開催されており、とくに特定の商品や商業に関わっていた。なかでも最大なのは、前掲の巨大な馬の特設市であった。これらは政府のきびしい監視下で開催され、政府自体が大半の家畜を購入した。これは、私たちの知りうる四川内のほかの特設市とくらべても、はるかに巨大であった。「四川の特設市には以下のものがある」。

第一は、薬市である。⁽²⁹⁾これらは春と九月九日に四川の複数都市で開催され、二、三日つづいた。宋代の伝承では、その

起源を八五九年に亡くなった高名な道士の王昌遇と関連づけているが、それは確実に王昌遇以前から存在していた。⁽³¹⁾宋代の薬市は、成都の道観・仏寺双方で開催され、そのために医者・錬金術師・葉売りが全国から成都や梓州にやってきた。⁽³²⁾そこには、宴会・飲酒・無秩序をふくむ大きな商機があったのである。⁽³³⁾

第二は、より複雑なもので、蠶市として知られる。⁽³⁴⁾これらは単一の市ではなく、一月〜三月に十五都市を転々とする地域の特設市のもとまりである。九世紀中頃の伝承は、四川で定期市を設立したともいわれる諸葛亮に、それらの起源を求めている。⁽³⁵⁾その是非はともかく、韋皋がこのことを記述した八世紀末までに、「蠶市」は確実に設立されていた。⁽³⁶⁾そのうちもつとも重要な成都の市は、二箇所です三月三日に開催され、それらは大きな道観と関係していた。宋代における当該特設市の開催順序と場所は、本稿執筆の三〇年前「一九三六年」に、鞠清遠氏によつてたいへん細かく説明されている。⁽³⁷⁾当該特設市は、おもに地元民が農業用品・種・植物、とりわけ養蚕用品の数々を購入できるあつまりで、四川はますます有名になった。だが蠶市のようなあつまりでは、単一の商品だけを扱わなければならなかったわけではない。多くの商人が頻繁に訪れ、きわめて幅広い商品を購入できた。また、多くの娯楽も提供したようである。いくつかは祭日と関連して、寺院や地方神の廟で開催されたが、なかにはこうした起源をも

たないものもあったとおもわれる。それはたいへん広範囲に及び、多くの商人は特設市すべてを転々としていたようなので、一箇所あたりの滞在時間はかぎられていたことであろう。

いくつかの定期市の場合と同じように、いくつかの特設市は地方官吏が主催していたとみられるが、大部分は明らかに、当時の地域経済のニーズに応じて発展した自発的商業集會であった。地方政府がそれらを管理しようとして試みた証拠もない。そこには、通常の「牙人」組織や、極小の官営市にもみられる「行」、辺鄙な定期市にも多くみられる常設の「店」・「邸」もなかった。少なくとも宋代初頭には、官吏はしばしばこれを潜在的に危険で無秩序なあつまりとみなすようになり、少なくとも一時はその抑制も試みた²⁹。だがそれらは四川における地域的風俗の不可欠な特色であり、他地域の交易慣習と異なるとはいえず、有用で問題なきものと判断された³⁰。管見の限り、四川の「蠶市」のごとき唐代特設市はほかの地域にない。

残念なことに、唐代において各地の定期市・特設市の長期にわたる発展の像を明らかにするのは不可能である。所与の証拠のほとんどは八世紀後半〜九世紀の史料によるが、その大半が当時さかんになりはじめた散文小説によることは、指摘しておかねばならない。とはいえ、安祿山の乱後にこれらの農村組織がたいへん広く成長しはじめ、それは宋代以後も加速しつづけたことはまちがいない。

唐後半の藩鎮下での地方分権化がこの過程を後押ししたことも疑いない。地方の中心地で公的に管理された中央市場のレベルでは、新しいシステムが従来以上に購買力を高めていた。そこでは、節度使が法制度をしつかり掌握し、唐初の地方官吏よりもはるかに多くさまざまな、地域職員と個人的従者を有していた。さらに七八〇年の兩税法施行後の新しい財政システムが、税収の地域的支出にさらなる自由を与えたため、地方歳入の大部分は直接地域の流通の一部となった。

各集落の非官営定期市という低いレベルにおいては、道に直属する交易拠点と行政活動の成長を後押しすることが、多くの道（とくに北方）で公的政策となり、それは、既成の州県ネットワークから独立したものであった。上記拠点は一般に鎮を形づくり、しばしば草市があるところに設立された。五代宋初にその多くは重要な市場町へと成長した³¹。それは農村市場に二重の影響を与えた。すなわち一方では、権力と行政活動が新たな鎮のネットワークに分権化したことにより、商業活動が全般的に増加した。他方では、唐末五代にいくつかの道は鎮をつうじて、支配下の交易にさまざまな税を課した³²。かくして宋代では、官営市場システムが崩壊して交易が以前ほどきびしく監督されなくなった大都市に加え、小市場都市（一部は莫大な税を割り当てられた）でも、「商税」が徴収されるようになった³³。

バラージュ氏は中国の特設市に関する研究で、私たちが特

設市を史料からほとんど読みとれない理由として、「人びとや物の動きのほぼ全てを管理する広大な官僚組織をしたがえ、商人・商品の動きを国益に従わせるための自由になる多くの強制手段を有する中央集権的国家は、それらの定期的集会对して好意的であるどころか、許容することさえほとんどなかった」ためであろうと論じている。²³⁾

思うにバラージュ氏は、唐の圧制的権力をやや誇張し、唐による地域的事象への直接介入をはっきり過大評価している。商業組織への公的関与はむしろ、唐政権の地域的事象に対する関与を、権力が有効に行使され得る範囲にあえてしるる方を例示しているとおもわれる。国家行政とおなじく、中央政府は県の衙門における地域的代表者の最低位に対してまで、その業務をきびしく管理していた。だが田舎では、地域の多様な自発的組織を通して、ほぼすべての日常業務を実行することに満足していた。中央集権的に成文化された法律はひとしく県の治安・裁判に及んでいたが、田舎では地域の慣習がそれを補い、さらに取って代わっていた。結果、交易関係において唐は、中央と行政都市の上位の市場拠点（商品が全国的流通パターンに入り込む地域間商業の拠点）に対してのみ、きびしく直接管理していた。より低位の商業活動についてみると、地域内・地域間交易においては基本的に、おもな生産者が余剰生産物と即時的消費に必要な品目とを物々交換していた。そこに商人が参加することは少なく、政府は農村社会

中の自生組織にこれを委ねて満足し、時にはかかる自発的市場組織の発展を奨励しさえした。

公的管理下の中央市場でも、政府が地域社会のニーズと無関係の法令を、細部にわたって勝手に下すことはありえなかった。なぜなら市署の役人の一部は、商業的共同体の一員たる地域住民であり、しかもギルドの商人組合や、商人共同体の政府に公認された代表者といった、両方の変則的な役割を演じる「行」の商人組織を通して活動していたからである。

政府の介入がまことにシステムチックである場合というのは例外にすぎない。「たとえば」首都の市場管理はきびしい。それ以上に利益が得られ、戦略的に重要な外国交易の場所に対しては、政府は独占の確立を試みた。だが国内商業全体では、政府自体も税物の大規模な流通に関与していたとはいえず、私的交易がたいへん大規模だった充分な証拠がある。²⁴⁾ よってバラージュ氏が、行政は河川輸送や運河の政府管理により、私的な商業を抑圧したと示唆しているのは、単純に誤りである。

このように唐初の政府は、官営市場システムをとおして交易をきびしく管理・維持しようとしてきたが、それにはきびしい限界があったことを忘れてはならない。それは、現実にはきわめて選択的で制限のあるもので、かりに当該システムが規則によって運営されたとしても、中央政府が場当たりのなやり方で思いつきを押しつけ、以前よりも広く多様にひろ

がる国内商業に対して専制的管理を貫徹しえたと考えるのは、まったく非現実的であらう。

注

- (100) 加藤前掲(注16)参照。
(101) 『西陽雜俎』卷四物華条参照。
(102) 『太平広記』卷八五撃竹子条、加藤前掲(注16)、三四九頁参照。
(103) たとえば『咸淳臨安志』卷一九市条、『宝慶四明志』卷一四参照。これは、唐代にすでに臨安県・奉化県に二市があったことを明示している。
(104) 『咸淳臨安志』卷一九市条によると、武后期の富陽県の市は周囲二五〇歩であった。
(105) 後掲劉禹錫隨筆参照。またたとえば『旧唐書』卷一七玄宗紀下、太和七年七月条、同太和八年六月条、同開成二年七月条参照。当該政策は「移市」や「徙市」とよばれた。
(106) 加藤前掲(注16)三四九〜三五一頁は、城壁外の県市をいくつか例示している。
(107) 本一覧表は『唐六典』卷三〇上州中州下州官吏条に基づくと、多数の矛盾がある。(a)『旧唐書』卷四四職官志三は壁師と、倉督下の史四名を欠く。近衛本『唐六典』注は誤り。(b)『唐六典』卷三〇上州中州下州官吏条は壁師を欠く。『旧唐書』卷四四職官志三に從う。(c)『旧唐書』卷四四職官志三はこの史四名を欠く。『唐六典』卷三〇上州中州下州官吏条に從う。(d)近衛本は「二人」、宋本と『旧唐書』卷四四職官志三はともに「一人」に作る。(e)『旧唐書』卷四四職官志三はこの史を除外しており、近衛本注は誤り。(f)『旧唐書』卷四四職官志三はこの史を除外しており、近衛本注は誤り。(g)『旧唐書』卷四四職官志三は「一人」に作る。(h)『旧唐書』卷四四職官志三は倉督を除外する。(i)『旧唐書』卷四

四職官志三は倉督を除く全てを除外する。(j)近衛本は「壁師一人」に作る。宋本と『旧唐書』卷四四職官志三は「二人」に作る。(k)『旧唐書』卷四四職官志三は作一人、史二人、壁師二人と読む。『旧唐書』と『新唐書』は「師」をみな「帥」に作る(すなわち壁師)。

- (108) 『唐六典』卷三〇上州中州下州官吏条参照。
(109) 『新唐書』卷四九・百官志四下、Robert des Rotours, *Traite des fonctionnaires et de l'armee: traduits de la Nouvelle histoire des Tang*, vol. 2 (Leiden: E.J. Brill, 1948), 717-718 参照。
(110) 『唐六典』卷三〇上州中州下州官吏条参照。
(111) 『唐六典』卷三〇上州中州下州官吏条参照。近衛本は「取家世重大者」と読む。宋本は「世」の場所を「口」と読む。玉井氏は宋本の読みを良いとする。これが受け入れられるならば、「家族の構成員が影響力のある者」と訳すべきである。
(112) 『新唐書』卷四九・百官志四下。
(112a) 下記の六六頁参照。
(113) 『新唐書』卷四九・百官志四下。
(113a) 『通典』卷一六八考訊条参照。付録「本訳稿では省く」参照。
(114) 加藤氏は行に関する研究(注30)の中で、多くの例を引用している。下記の敦煌からの証拠も参照。
(115) 揚州については秀逸なる全漢昇「唐宋時代揚州経済景況的繁荣与衰落」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』第一一本、一九四七年)、一四九〜一七六頁参照。こうした都市については陶希聖・鞠清遠『唐代経済史』(商務印書館、一九三六年)、七六〜七八頁なども参照。成都の信用貸し付けや類似の金融活動の拠点としての役割は、一〇世紀末における「交子」の發展史に明らかである。
(116) 『唐会要』卷八六市条参照。
(117) Edward Hesel Schafar, *The Golden Peaches of Samarkand: Study of*

- T'ang Exotics* (Berkeley: University of California Press, 1963), 10. 以降参照。
- (118) 南海交易と広東、ハノイの港については、Gung-wu Wang, "The Nantai Trade: A Study of the Early History of Chinese Trade in the South China Sea," *Journal of the Malayan Branch of the Royal Asiatic Society*, 31, no.2, (June 1958): 71 以降参照。
- (119) この点については、かなりの専門的研究がある。宋代のより発展した形態とはまったく異なる、唐代の市舶司に関する最近の研究としては、和田久徳「唐代に於ける市舶司の創置」(和田博士古稀記念東洋史論叢編纂委員会編『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社、一九六〇年)、一〇五—一〇六二頁参照。
- (120) 『全唐文』巻七五、「冊府元龜」巻九一所収「太和八年疾癒德音」参照。こうした展開は唐代において、南方沿岸海上貿易の拠点であった福州(『冊府元龜』巻四九八漕運条参照)、のちに泉州に集中したであろう。
- (121) Schafer, *The Golden Peaches of Samarkand*, 10 以降。全漢昇前掲(注15)参照。
- (122) Edwin Oldfather Reischauer, *Emmin's Travels in T'ang China* (New York: Ronald Press Company, 1955), 272-294 頁。Edwin Oldfather Reischauer, "Notes on T'ang dynasty Sea Routes," *Harvard Journal of Asiatic Studies*, 5, no.2 (June 1940): 142-164 参照。
- (123) Schafer, *The Golden Peaches of Samarkand*, 22 参照。
- (124) 陶希聖・鞠清遠前掲(注20)、八五—八六頁参照。
- (125) これについては『旧唐書』巻一九四突厥伝上、『唐会要』巻九四西突厥条、『元和郡县图志』巻四西受降城条、『資治通鑑』巻二一三・開元一五年条参照。Schafer, *The Golden Peaches of Samarkand*, 296 が、西受降城が靈州にあったとするのは誤り。
- (126) 『資治通鑑』巻二一三・開元一五年条、『旧唐書』巻一九四西突厥伝上。国の大牧場の位置については、Denis Crispin Twitchett, "Lands under State Cultivation under the T'ang," *Journal of Economic and Social History of the Orient*, 2, no.2 (May 1959): 162-203 の地図参照。
- (127) 『資治通鑑』巻二一三・開元一五年条、『唐会要』巻九七吐蕃条参照。
- (128) 『白氏六帖事類集』巻二四互市条参照 (Denis Crispin Twitchett, *Financial Administration under the T'ang Dynasty* (Cambridge: Cambridge University Press, 1962), 152 頁比較参照)。
- (129) 『唐六典』巻二二互市監条参照。
- (130) Schafer前掲(注43)、六五頁以降、Etienne Balázs, *Chinese Civilization and Bureaucracy* (New Haven: Yale University Press, 1964), 61-63 参照。
- (131) この官職については、des Rotours Robert, *Traité des fonctionnaires et de l'armée: traduits de la Nouvelle histoire des T'ang*, vol.1 (Léiden: E.J. Brill, 1947), 458-476 参照。
- (132) 全部については Twitchett, *Financial Administration*, 101 参照。
- (133) 『唐六典』巻二二互市監条、『旧唐書』巻四四職官志三、『新唐書』巻四八・百官志三参照。des Rotours, *Traité des fonctionnaires et de l'armée*, vol.1, 437-440 頁比較参照。
- (134) 『新唐書』巻四八・百官志三参照。この節はおそらく、令の一部の摘要である。
- (135) 注90参照。
- (136) 『白氏六帖事類集』巻二四互市条参照。
- (137) 『白氏六帖事類集』巻二四互市条、仁井田陞「唐令拾遺」七一五—七一六頁参照。
- (138) 『唐律疏議』巻八・七条、二二条、『宋刑統』巻八参照。『唐会要』巻八六市条所収の七二四年勅令も参照。

- (13) Schafer, *The Golden Peaches of Samarkand*, 59. 参照。
- (14) 交易に非常に有益な場所の一つがタンゲートの地域であった。八三〇年代に辺境の地方政府が、支払いをせずに大量の家畜を没収するという傲慢な介入を行い、この交易を台無しにするまで、商人たちは「遠近から絹や他の商品を持ってきて、馬や羊と交換していた」のである(『唐会要』卷九八党項羌条、『旧唐書』卷一九八西戎伝参照)。この交易は、七八七年の勅令によって課された禁令にもかかわらず、繁栄していた(『旧唐書』卷一九八西戎伝、『唐会要』卷九八党項羌条)。
- (141) 『入唐求法巡礼行記』八四五年八月一日条。Emin, *Emin's diary: the record of a pilgrimage to China in search of the law*, trans. Edwin Oldfather Reischauer (New York: Ronald Press, 1955), 382. 参照。
- (142) 李商隱『義山雜纂』の警句の中で、「酸寒」(非常に貧乏な生活の不一致)と題された節では、「山県徙市」(市を動かす山県)とある。加藤前掲(注16)三五〇～三五二頁参照。
- (143) この問題に関する議論はG. William Skinner, "Marketing and Social Structure in Rural China," *the Journal of Asian Studies*, 24, no.1 (November 1964): 7-10. などで引用されている。二次的な文献参照。
- (144) 『唐六典』卷三〇京東畿原天下諸官吏条参照。
- (145) 唐代の幹線道路制度に関する最良の議論は、青山定雄「唐宋時代の交通と地誌地図の研究」三二～二七頁参照。
- (146) Skinner, "Marketing and Social Structure," 7. 「中央市場は通常、交通ネットワークの戦略的な場所に位置し、重要な卸売り機能を有する。その施設は、一方では輸入商品を受け取って地域に分配するために、もう一方では地域の生産物を収集し、他の中央市場やより高位の都市拠点に輸出するために、設計されている」。
- (147) 加藤繁『支那経済史考証』上巻、三四八頁参照。
- (148) 地方都市における行については Shigeshi Kato, "On the 'Hang or associations of merchants in China with special reference to the institution in the T'ang and Sung periods," *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko*, 8 (1936): 45-83. 参照。行と店の双方については、加藤繁『支那経済史考証』上巻、三五二～三五七頁、四六一～四六六頁等、陶希聖・鞠清遠『唐代經濟史』、九八～一〇二頁参照。
- (149) 仁井田陞「中国法制史研究 土地法・取引法」、七九五～八二六頁参照。これは大谷探検隊によってトルファンから発見された文書の一つであり、龍谷大学に収蔵されている。
- (150) 大庭脩前掲(注64)参照。
- (151) 仁井田前掲(注63)、七九七頁は、以下の行を敦煌で確認した。(a) 菓子行は乾燥保存されたナツメヤシやぶどうなどの果物を扱った。(b) 菓子行は玉葱やラディッシュなどの新鮮な野菜を扱った。(c) 米麴行は小麦粉を扱った。(d) 帛練行は平絹や厚手の絹を扱った。(e) 綵帛行は模様のある絹布を扱った。(f) 鎗釜行は平鍋や料理の容器を扱った。
- (152) 西村元佑「唐代敦煌差科簿の研究」(西域文化研究会編『西域文化研究第三—敦煌吐魯番社会経済資料(下)—』法蔵館、一九六〇年)、三七七～四六四頁(特に四〇六～四〇八頁)参照。王永興「敦煌唐代差科簿考釈」(『歴史研究』一九五七年二期)、七八頁も参照。
- (152a) 西村前掲(注152)。最近の優れた研究である池田温「八世紀中葉における敦煌のソグド聚落」(『ユーラシア文化研究』一、一九六五年)、四九～九二頁も参照。
- (153) 『劉夢得集』卷二五、『文苑英華』卷三七八、『全唐文』卷六〇八所収の「観市」という随筆参照。
- (154) 『新唐書』卷四〇地理志四参照。
- (155) 『新唐書』卷三五・五行志二によると、この日照は中国南東部か

ら中部全体に影響した。

- (156) 石田幹之助「劉禹錫の観市に就いて」(和田博士古稀記念東洋史論叢編纂委員会編『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社、一九六〇年)、六一〜七一頁は、当該隨筆の専門的研究である。これは注釈・原文一式を伴った日本語全訳を載せる。だが後者は別版の『文苑英華』の注釈をとっていない。石田氏の研究はたいへん有益であると思われるが、本稿では石田氏と異なる読み方をしているところもある。
- (157) 石田氏は、難解な「麗譙」を劉禹錫の自宅の上階の意に解する。この語は個人宅に使うにはややもったいぶっているように思うし、またこの時代には名目上、五品未満の役人は一階以上の家を建ててはならなかった。よって当該語は城門上の物見櫓とするほうがよいと考える。
- (158) 「陞」は字義上、墓地の墓室に向かって下りる通路のこと。屋根のついたせまい小道としての比喩は、張衡「西京賦」に由来する。
- (159) 「幅員不移徑如初」中無求隙地、俱爲」は一部の版本になく、石田氏はこれを改竄だと考え、翻訳していない。私も「幅員不移徑如初」は無意味とみるが、残りの部分はしっかり後文と符合していると考ええる。かりに本文全体が改竄であれば、後文は「市の番犬や腐肉を喰うカラスが、熱心に(その日の市から出た)腐った残り物を手に入れている」と訳すべきである。
- (160) この過程に関する古典的な解説は、加藤繁「宋代に於ける都市の発展に就いて」(桑原博士還暦記念祝賀会編『桑原博士還暦記念東洋史論叢』弘文堂書房、一九三二年)、九三〜一四〇頁初出、
『支那経済史考証』上巻、二九九〜三四六頁所収参照。
- (161) 『初学記』卷二四宅条、『唐会要』卷八六街巷条参照。
- (162) 『唐会要』卷八六街巷条、大曆二年五月勅令参照。
- (163) これらの長官に関しては、加藤繁「内荘宅使考」(『東洋学報』一〇卷二号、一九二〇年)、二二二〜二四三頁初出、『支那経済史考証』上巻、二六一〜二八二頁所収参照。
- (164) 『唐会要』卷八六街巷条、貞元四年二月勅令参照。
- (165) 『唐会要』卷八六街巷条、太和五年七月上奏文参照。
- (166) 『唐会要』卷八六街巷条、太和五年七月上奏文の直後参照。
- (167) 『全唐文』卷三二「禁貨店干利詔」参照。この勅令は玄宗期で、ほかの事例からかなりさかのぼる。
- (168) 『唐会要』卷八六街巷条参照。
- (169) 『唐会要』卷八六市条参照。
- (170) 『張司業詩集』卷三「送鄭尚書出鎮南海」は、広東の夜市に言及している。『酉陽雜俎』卷二壺史条は、揚子江上流の小さな港である夔州の夜市に言及している。
- (171) 『太平広記』卷四五二、有名な伝奇小説の沈既濟「任子」参照。
- (172) 加藤繁「支那経済史考証」上巻、三五五頁、I-tang Chou: Notes on Marvazi's Account of China, Harvard Journal of Asiatic Studies, 9 (September 1945): 13-23 参照。
- (173) 『唐闕史』下。
- (174) 『梁府雜錄』琵琶条。
- (175) 『北里志』王团兒条は絹織物店に言及し、同書張住住条は八百屋に言及している。
- (176) 外国人の菓子屋は、唐末の小説でよく言及される。たとえば『太平広記』卷四〇二鬻餅胡条、卷四五一季糜条、卷四二二任子条参照。
- (177) 外国人の芸人と売春婦については、ほとんど無尽蔵に史料がある。Schater, *The Golden Peches of Samarkand*, 50-56 参照。
- (178) 『唐会要』卷八六市条、『冊府元龜』卷五〇四関市条参照。
- (179) 『冊府元龜』卷五〇四関市条参照。なんらかの理由で『唐会要』卷八六市条所収のこの勅令は貞觀年間とされているが、明らかに

間違いである。

- (180) 草市に関してはかなりの研究がある。もともと早い研究は、加藤繁「唐宋の草市に就いて」(『史学雑誌』三七編一号、一九二六年)、四六―五三頁初出、『支那経済史考証』上巻、三八〇―三八六頁再掲。加藤氏は「唐宋時代の草市及びその発展」(市村博士古稀記念東洋史論叢刊行会編『市村博士古稀記念東洋史論叢』富山房、一九三三年)、二八七―三三四頁初出、『支那経済史考証』上巻、三八七―四二一再掲でこの問題に立ち返っている。曾我部静雄氏もこの争点に関して二つの研究がある。「唐宋以前の草市」(『東亜経済研究』一六巻四号、一九三二年)、一八―二八頁では、草市の前史について、重要な新しい根拠をしめしている。一方、より最近の「唐宋時代の草市」(『社会経済史学』二四巻一号、一九五八年)、三二―四〇頁では、言葉の多様な使い方について、新しくより洗練された解釈をしめしている。Ichisada Miyazaki, "Les villes en chine à l'époque des Han", *T'oung pao*, 48, vol.4-5 (1960): 376-392も、初期の村制に関する多様な研究のなかで、この問題に触れている。

- (181) 周藤前掲(注5)「宋代の郷村に於ける店・市・歩の発展」参照。農村市場に関する用語についての優れた議論としては、斯波義信「宋代江南の村市 (market) と廟市 (fair) (上)」(『東洋学報』四四巻一号、一九六二年)、四一―七六頁、「宋代江南の村市 (market) と廟市 (fair) (下)」(『東洋学報』四四巻二号、一九六一年)、八九―九七頁参照。中国南部の墟市と墟については、全漢昇「宋代南方的墟市」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第九本、一九四七年)、二六五―二七四頁参照。E-ti Zen Sun and John de Francis, ed. *Chinese Social History: translations of selected studies* (Washington: American Council of Learned Societies, 1956), 217-222 (この英語版もある。唐宋における嶺南の墟については、何格恩「唐代嶺南的

墟市」(『食貨』五一二、一九三七年)、三五―三七頁参照。

- (182) 様々な語源が何格恩氏と斯波氏によって引用されている(注181参照)。いくらかの清代の学者は、墟を広東語だとしているが、実際は浙江や湖南からトンキンまで広範に分布している。
- (183) 斯波前掲(注181)「宋代江南の村市 (market) と廟市 (fair) (上)」。
- 九世紀の詩人である白居易・張籍・張裕などが、常に揚子江中流域に関連する文脈で、亥市という言葉に触れている。
- (184) 斯波前掲(注181)「宋代江南の村市 (market) と廟市 (fair) (上)」、五二頁参照。
- (185) 同上、五六―六〇頁参照。
- (186) 周藤前掲(注5)「宋代の郷村に於ける店・市・歩の発展」の研究と、斯波前掲(注181)「宋代江南の村市 (market) と廟市 (fair) (上)」、加藤前掲(注180)「唐宋時代の草市及びその発展」、陶希聖・鞠清遠『唐代経済史』、七六―九六頁参照。
- (187) 加藤前掲(注5)の研究参照。
- (188) 日野前掲(注5)「支那の埠と云う地名とその沿革」、池田前掲(注5)、周藤前掲(注5)「宋代の郷村に於ける店・市・歩の発展」の研究参照。
- (189) 杜牧「樊川文集」巻一一「上李大尉論江賊書」参照。
- (190) 斯波前掲(注181)「宋代江南の村市 (market) と廟市 (fair) (上)」、六九―七一頁、全漢昇前掲(注181)なし参照。
- (191) 下で翻訳されている陳谿による碑文参照。
- (192) 『東坡全集』巻六二、奏議二二、(四部備要)。
- (193) 陳谿による「彭州新置唐昌景德草市歇馬亭鎮并天王院等記」と題された碑文参照。『全唐文』巻八〇四、『文苑英華』巻八〇八所収。最近の研究である曾我部前掲(注180)「唐宋時代の草市」では、曹学佺(二五七四―一六四六年)の『蜀中広記』巻五から同じ文を引用している。

- (194) 円仁は、彼の日記中で草市という言葉は使わないが、しばしば宿屋と関連して、頻繁に田舎の市場に言及している。
- (195) これについては加藤繁『唐宋時代の倉庫に就いて』(『史学』第四卷第二号、一九二五年)、六九〇―九四頁初出、『支那経済史考証』上巻、四六一―四七八頁再掲と、「居停と停場」(立教大学史学会、編『小林教授還暦記念史学論叢』立教大学史学会、一九三八年)、一五七―一六六頁初出、『支那経済史考証』上巻、四七九―四八八頁再掲参照。陶希聖・鞠清遠『唐代経済史』、九八頁以降も参照。
- (196) たとえば『入唐求法巡礼行記』八四五年六月三日条、Reischauer, *Emmi's diary*, 372 参照。
- (197) 日野前掲(注5)。「支那の埠と云う地名とその沿革」、池田前掲(注5)の研究参照。
- (198) 非常に詳細な議論である、周藤前掲(注5)。「宋代の郷村に於ける店・市・歩の発展」、七八四―八六六頁参照。
- (199) さらに後の信用貸し付け販売の形態については、加藤繁『宋代の商習慣「除」に就いて』(『東洋文化研究』第一号、一九四四年)、四九―六〇頁初出、『支那経済史考証』下巻、二二二―二三四頁再掲参照。唐代の類似した種類の信用貸し付け取引は、『文苑英華』卷五三〇「貨有滞於人用判」(作者不詳)で言及されている。
- (200) 『韓昌黎集』卷四〇「論變塩法事宜狀」参照。Twitchett, *Financial Administration*, 165-172 を翻訳した。
- (201) たとえば周藤前掲(注5)、七九〇頁以降の店の一覽参照。
- (202) 同上、七八九頁は、唐末の多くの店が戦略的重要地点に位置する事実を強調する。八世紀末に、店のある河北道の藩鎮支配地域内で、いくつかの新しい県が設立された(たとえば貝州永济県や、新設の瀘州觀城県・清豊県・永寿県)。
- (203) 『入唐求法巡礼行記』関連条参照。道路と旅に関する優れた議論を「Reischauer, *Emmi's travels*, 138-152」参照。
- (204) 特設市については斯波前掲(注181)。「宋代江南の村市 (market) と廟市 (fair) (下)」、Balazs, *Chinese Civilization and Bureaucracy*, 55-65 (*Recueil de la Société Jean Bodin*, 5 (1953): 77-88 初出) 参照。
- (205) 『太平広記』卷三四崔燁条参照。
- (206) 灌口とよばれるところは二箇所あり、一方は淮河河口、もう一方は四川にある。白沙とよばれるところは多くある。本文は四川人(蜀人)に言及しているので、ここでは明らかに四川の導江県であろう(『元和郡県図志』卷三二彭州条参照)。陶希聖・鞠清遠『唐代経済史』の日本語訳は、両方の識別を完全に誤っている。
- (207) 『太平広記』卷八六抱龍道士条参照。
- (208) 『太平広記』卷八三純生条参照。
- (209) たとえば斯波前掲(注181)。「宋代江南の村市 (market) と廟市 (fair) (下)」、九〇頁以降参照。
- (210) この薬市に関しては加藤『支那経済史考証』上巻、三七二頁以降参照。灌口での廟市もこうした集まりであろう。
- (211) 同上、三七二頁所引の「歳時広記」卷三六置薬市条参照。
- (212) 梓州は四川では成都に匹敵する都市で、現四川省の東半分の行政の中心地である。『南部新書』辛条によれば、成都の人は梓州を「東門の草市」と侮蔑した言い方で評した。
- (213) 「歳時広記」卷三六置薬市条、前掲(注21)。
- (214) 鞠清遠『唐宋時代四川の蠶市』(『食貨』三一六、一九三六年)、二八―三四頁、加藤『支那経済史考証』上巻、三七三―三七四頁参照。
- (215) 注193所引陳谿碑参照。
- (216) 本碑文自体は残っていないが、『輿地紀勝』卷二二七(訳者注)「輿地碑記目」卷四に佚文あり)に存在するとの証言がある。題は「蠶市記」で、成都華陽縣宝歴寺にあった。

(217) 前掲注214参照。

(218) 鞠前掲(注214)、二九～三〇頁参照。

(219) 『続資治通鑑長編』卷七三・大中祥符三年条参照。

(220) 同上。『作邑自箴』卷六では、宗教的後援下の市を社会的に有害とみなし、反対していることとくである。

(221) この発展については周藤前掲(注5)「宋代の郷村に於ける店・市・歩の発展」、日野前掲(注5)「唐宋時代に於ける都市の発達と鎮」、梅原前掲(注5)参照。

(222) 唐末における交易税の発展については、鞠清遠『唐代財政史』、九四～一〇一頁、青山定雄『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』、一二七～一五九頁参照。

(223) 周藤前掲(注5)「宋代の郷村に於ける店・市・歩の発展」参照。

(224) Balaks, *Chinese Civilization and Bureaucracy*, 61参照。

(225) たとえば七五一年の陝州で、南方からの穀物船団が悲惨な火事で破壊されたとき、ほかに公船二五一隻と商船(私的な商船)一〇〇隻以上が燃えた(『旧唐書』卷三七・五行志)。七六三年には揚子江沿いの鄂州でふたび火事があり、三〇〇隻ほどの船と小舟が破壊された(『旧唐書』卷三七・五行志、『新唐書』卷三四・五行志一)。

(226) 旅人からの通行料徴収さえ一般的な承認を受けていなかった。たとえば七〇二年に廷臣らが税関や市場で商人らに課税するよう提案したさい、崔融がおこなった反論参照。『唐会要』卷八六関市条、『冊府元龜』卷五〇四関市条。唐がのちに徴収した通行料はほぼすべて、中央政府への照会なしに地域・道の役人が勝手に徴収したものである。

参照史料の版本と省略については、Twitchett, *Financial Administration*, 343-346参照。脚注で言及している全筆記作品は、『中国文学参考資料叢書』(上海古籍出版社、一九五六～一九六〇年)版から

引用した。

(デニス・トウイチェット: Fellow of the British Academy)

(柿沼陽平: 本学教授)

(鮫島玄樹: 本学修士課程在籍)